

金融機関向け IFRS ニュース 2022 年 4 月

上記をクリックで、トーマツの HP へ

デロイトが発信する [IAS Plus](#) の情報等のうち、特に金融機関に関連性の高い情報（IFRS 関連に加え、日本基準や USGAAP 関連であっても関心が高そうな情報を含む）を日本語で集約しております。なお、公式の翻訳ではありませんので、参考情報としてご活用ください。時制は、各記事の掲載時点のものとなります。本文中の団体・組織名の略称については、末尾の [< 凡例 >](#) をご参照ください。

< 今月のハイライト >

◆コンバージェンス

□ ASBJ が IFRS 基準の ECL モデルを基礎に会計基準の開発を進める方針決定

ASBJ は、4 月の委員会の検討の中で、IFRS 基準の ECL モデルと米国会計基準の CECL モデルのどちらを開発の基礎にするかという点を検討し、我が国の実務慣行との親和性などから ECL モデルを基礎とすることが概ね了承され（[第 477 回企業会計基準委員会](#)）、その上で債権単位での信用リスクの著しい増大の判定など ECL モデルを基礎に検討を進める場合の個別論点が検討される方針が確認されました（[第 478 回企業会計基準委員会](#)）。

◆サステナビリティ

■ [デロイトが ISSB の公開草案 IFRS サステナビリティ開示基準の解説を掲載](#)

2022 年 3 月 31 日に国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）により公表された、公開草案 IFRS サステナビリティ開示基準 IFRS 第 S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」及び IFRS 第 S2 号「気候関連の開示」の提案（コメント期限 7 月 29 日）について、デロイトのニューズレターで解説されています。

< 今月の記事一覧 >

カテゴリー	発信元 (※1)	記事のタイトル	ハイライト (※2)
サステナビリティ	【DTT】	『iGAAP in Focus – ISSB は、資本市場に対するサステナビリティ開示基準のグローバル・ベースラインを提案する』（日本語翻訳版）が掲載されました。	■
保険契約	【DTT】	保険ウェブキャスト『再保険契約の会計処理における現金決済方法の影響』が掲載されました。	
会議	【IASB】	2022 年 4 月の IASB 会議の事前会議要約（DTT 作成）が掲載されました。	
ワーク・プラン	【IASB】	IASB がワーク・プランを更新しました — 変更点の分析（2022 年 4 月の会議）	

コンバー ジェンス	【ASBJ】	第 477 回企業会計基準委員会の概要が公表されました。	<input type="checkbox"/>
		第 478 回企業会計基準委員会の概要が公表されました。	<input type="checkbox"/>
		現在開発中の会計基準に関する今後の計画が改訂されました。	

※1 発信元の正式名称は末尾の <凡例> をご参照ください。

※2 <今月のハイライト> で個別に取り上げた記事を■で、1 つのテーマで紹介した複数記事を□で示しています。

< 記事本文 >

◆サステナビリティ

(2022 年 4 月 1 日)

[【DTT】『iGAAP in Focus – ISSB は、資本市場に対するサステナビリティ開示基準のグローバル・ベースラインを提案する』\(日本語翻訳版\) が掲載されました。](#)

当ニュースレター (全 13 ページ) は、デロイトが発行した iGAAP in Focus (英文: 全 14 ページ) の日本語翻訳版になります。2022 年 3 月 31 日に国際サステナビリティ基準審議会により公開協議のために公表された、公開草案 IFRS サステナビリティ開示基準 IFRS 第 S1 号「サステナビリティ関連財務情報開示に関する全般的要求事項」及び IFRS 第 S2 号「気候関連開示」の提案について解説しています。

当ニュースレターの原文は[こちら](#) (デロイトのウェブサイト)

ISSB の公開草案「サステナビリティ関連財務情報開示に関する全般的要求事項」は[こちら](#)、公開草案「気候関連開示」は[こちら](#) (IFRS 財団のウェブサイト)

ASBJ による ISSB 基準・公開草案等の概要は[こちら](#) (ASBJ のウェブサイト)

[今月の記事一覧へ](#)

◆保険契約

(2022 年 4 月 12 日)

[【DTT】 保険ウェブキャスト『再保険契約の会計処理における現金決済方法の影響』が掲載されました。](#)

当ウェブキャスト (約 23 分) では、IASB の保険契約プロジェクトに関する最近の動向について報告し、主に次の内容について説明しています。

- 発行する再保険契約の会計処理における現金決済方法の影響
 - 総額決済または純額決済
 - IFRS 第 17 号「保険契約」の要求事項
- 設例
- 保有する再保険契約の会計処理における現金決済方法の影響
- 実務上の考慮事項

当ウェブキャスト資料の日本語訳は[こちら](#)

[今月の記事一覧へ](#)

◆会議

(2022年4月22日)

[【IASB】2022年4月のIASB会議の事前会議要約（DTT作成）が掲載されました。](#)

2022年4月25日から28日にかけて開催される当会議では、以下を含むトピックを議論する予定です。

■ [IFRS第9号の適用後レビュー](#)

- 2021年9月に公表したIFRS第9号「金融商品」の分類及び測定に関する適用後レビューの情報要請に対するフィードバックについて議論され、4月は金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性の評価について議論する予定です。ほとんどの回答者は、契約上のキャッシュ・フロー特性の評価は概ね意図通りに機能しているとの見解を有しています。

■ [基本財務諸表](#)

- 企業が純損益計算書で費用の分析を機能別に表示する場合、性質別の営業費用に関する情報の開示について単一の注記での開示を求める公開草案「全般的な表示及び開示」での提案事項について議論を継続します。

■ [のれん及び減損](#)

- 企業結合後の業績に関する情報及び企業結合から期待されるシナジー効果に関する定量的情報を開示することを企業に要求するというIASBの予備的な見解に対する利害関係者から提供された実務上の懸念点について、スタッフが調査を行った結果の要約を報告する予定です。

■ [第3次アジェンダ協議](#)

- 3月のIASB会議で以下を含む7つのプロジェクト（以下で取り上げる気候変動リスク、暗号通貨及び関連取引の他、継続企業の開示、無形資産、事業セグメント、排出物価格設定メカニズム、キャッシュ・フロー計算書及び関連事項が挙げられています）について今後の会議で議論するための候補リストに入れることを暫定的に決定しました。4月は、IASBの2022年から2026年のワーク・プランへの追加を検討し、また検討されるタイムラインでは、2022年7月のフィードバック文書の公表が含まれています。スタッフが提案したプロジェクト項目及びその方向性の一部は以下の通りです。
 - 気候変動リスク
 - 気候変動リスクに関して、会計基準の要求事項が適切に存在せず、また十分な情報開示がされていない意見等がありました。このため、プロジェクトとして追加された場合には、提起された問題と原因をさらに調査し、場合によっては気候関連の会計基準とISSBの要求事項との調整も図ります。
 - 暗号通貨及び関連取引
 - 暗号通貨と関連取引が増加しており、IAS第38号「無形資産」が適用される暗号通貨の保有との関係も考慮し、無形資産プロジェクトの一部として検討します。また、ワーク・プランに暗号通貨のプロジェクトは追加しない予定です。

詳細なアジェンダは[こちら](#)

スタッフ・ペーパーは[こちら](#)（IASBのウェブサイト）

IASBによる当会議の議事録（IASB Update）は、[こちら](#)（IASBのウェブサイト）

ASBJによるIASB Updateの日本語訳は、[こちら](#)（ASBJのウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

◆ワーク・プラン

(2022年4月29日)

[【IASB】IASBがワーク・プランを更新しました — 変更点の分析 \(2022年4月の会議\)](#)

2022年4月のIASB会議の結果を受けて、ワーク・プランが変更されました。

<主な変更点>

- 基準設定プロジェクト
 - 気候関連情報開示：ISSBプロジェクトが新たに追加され、公開草案へのフィードバックが2022年下半期に議論される予定です。
 - 全般的なサステナビリティ関連開示：ISSBプロジェクトが新たに追加され、公開草案へのフィードバックが2022年下半期に議論される予定です。
- メンテナンス・プロジェクト
 - セール・アンド・リースバック取引のリース負債：2022年第3四半期に最終修正が予定されています（以前は2022年下半期）。
- リサーチ・プロジェクト
 - 資産のリターンに基づく年金給付：プロジェクト・サマリーが公表されています。2018年から2021年にかけて、IASBは、資産のリターンに基づく年金給付の要件を導入するためのIAS第19号「従業員給付」の改定の実現可能性を調査した結果、IAS第19号「従業員給付」の修正を作成しないことを決定しました。
 - IFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第11号「共同支配の取決め」、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」の適用後レビュー：フィードバック・ステートメントが2022年6月に公表される予定です（以前は2022年第2四半期）。

ワーク・プランは[こちら](#)（IASBのウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

◆コンバージェンス

(2022年4月20日)

[【ASBJ】第477回企業会計基準委員会の概要が公表されました。](#)

ASBJは、2022年4月13日に開催された第477回企業会計基準委員会の審議資料を公表しました。

なお、金融資産の減損に関する会計基準の開発については、ステップ1（IFRS基準のECLモデルとするか、米国会計基準のCECLモデルのどちらかを開発の基礎にするか）について、IFRS基準のECLモデルを基礎に検討を進めていくことが概ね了承されました。

- 以下を含む検討が行われました。
 - ステップ1のECLモデル（IFRS基準）とCECLモデル（米国会計基準）のどちらのモデルを開発の基礎とするかの選択の方向性に関して、以下を含む事務局提案について審議が行われました。
 - 我が国の現在の信用リスク管理実務の考え方及び会計基準の考え方に、より親和性があるのはIFRS基準のECLモデルと考えられるのではないか
 - 従って、ステップ2以降の検討及び会計基準の開発に際しては、IFRS基準のECLモデルを基礎にすることにより、我が国の企業が新たに開発される会計基準に円滑に移行することが可能となるのではないか

審議資料は[こちら](#)（ASBJのウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

(2022年4月28日)

[【ASBJ】第478回企業会計基準委員会の概要が公表されました。](#)

ASBJは、2022年4月26日に開催された第478回企業会計基準委員会の審議資料を公表しました。

以下を含む検討が行われました。

- 金融資産の減損に関する会計基準の開発
 - IFRS 基準の ECL モデルを基礎としたステップ 2（信用リスクに関するデータの整備がなされている金融機関の貸付金に適用される会計基準の開発）に関する次の事項について審議が行われました。
 - ステップ 2 以降の進め方
 - ステップ 2 で検討する論点
 - ステップ 2 で検討する論点として ASBJ 事務局が識別している個別論点は下記の通りです。
 - 債権単位での信用リスクの著しい増大の判定
 - 将来予測情報の考慮
 - 複数シナリオに基づく結果の確率加重
 - 貨幣の時間価値の考慮
 - 債務不履行の定義
 - 信用リスクの著しい増大の判定の適用時の担保等による貸出スプレッドの調整
 - 信用リスクを見積る期間

※今回の審議資料では、前回の第178回金融商品専門委員会及び第477回企業会計基準委員会において、ステップ1のIFRS基準のECLモデルを基礎に検討を進めていくことが概ね了承されたことが言及されています。

審議資料は[こちら](#)（ASBJのウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

(2022年4月14日)

[【ASBJ】現在開発中の会計基準に関する今後の計画が改訂されました。](#)

ASBJは、日本基準及び修正国際基準（IFRSと企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）の開発に関する検討状況、及び今後の計画の改訂を公表しました。

< 主な改訂点 >

- 金融商品に関する会計基準に関連して、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損の会計基準開発において、2022年4月にIFRS第9号「金融商品」の相対的アプローチを採用したモデル（ECLモデル）と米国会計基準におけるモデル（CECLモデル）のどちらを開発の基礎とするかの選択の方向性について、審議を行っている旨が追加されました。

改訂された今後の計画は[こちら](#)（ASBJのウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

< 凡例 >

略称	正式名称
AAOIFI	イスラム金融機関会計監査機構 (Accounting and Auditing Organization for Islamic Financial Institution)
AASB	オーストラリア会計基準審議会 (Australian Accounting Standards Board)
ABAF	ベルギー財務アナリスト協会 (Association Belge des Analystes Financiers)
Accountancy Europe	欧州会計士連盟 (Accountancy Europe)
AcSB	カナダ会計基準審議会 (Canadian Accounting Standards Board)
AIAF	イタリア金融アナリスト・コンサルタント協会 (Associazione Italiana degli Analisti e Consulenti Finanziari)
AICPA	米国公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accountants)
ANC	フランス国家会計基準局 (Autorité des Normes Comptables)
AOSSG	アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (Asian-Oceanian Standard Setters Group)
ARC	会計規制委員会 (Accounting Regulatory Committee)
ASAF	会計基準アドバイザー・フォーラム (Accounting Standards Advisory Forum)
ASBJ	企業会計基準委員会 (Accounting Standards Board of Japan)
ASCG	ドイツ会計基準委員会 (Accounting Standards Committee of Germany)
BCBS	バーゼル銀行監督委員会 (Basel Committee on Banking Supervision)
BEIS	英国ビジネス・エネルギー・産業戦略省 (UK Department for Business, Energy and Industrial Strategy)
BIS	国際決済銀行 (Bank for International Settlements)
CAQ	監査品質センター (Center for Audit Quality)
CDP	気候開示プロジェクト (Carbon Disclosure Project)
CDSB	気候変動開示基準委員会 (Climate Disclosure Standards Board)
CFA	CFA 協会認定証券アナリスト (Chartered Financial Analyst)
CMAC	資本市場諮問委員会 (Capital Market Advisory Committee)
DPOC	デュープロセス監視委員会 (Due Process Oversight Committee)
DTT (又は) デロイト (※)	デロイト トウシュ トーマツ (Deloitte Touche Tohmatsu)
EAA	欧州会計学会 (European Accounting Association)
EBA	欧州銀行監督機構 (European Banking Authority)
EC	欧州委員会 (European Commission)
ECB	欧州中央銀行 (European Central Bank)
ECON	経済通貨委員会 (Committee on Economic and Monetary Affairs)
EDTF	開示強化タスクフォース (Enhanced Disclosure Task Force)
EEG	新興経済グループ (Emerging Economic Group)
EFFAS	欧州証券アナリスト協会連合会 (European Federation of Financial Analysts Societies)
EFRAG	欧州財務報告諮問グループ (European Financial Reporting Advisory Group)
EIOPA	欧州保険・年金監督機構 (European Insurance and Occupational Pensions Authority)
ESAs	欧州監督機構 (European Supervisory Authorities)
ESMA	欧州証券市場監督局 (European Securities and Markets Authority)
ESRB	欧州システミック・リスク理事会 (European Systemic Risk Board)
FAP	タイ会計士連盟 (Federation of Accounting Professions)

FASB	財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board)
FCA	金融行為規制機構 (Financial Conduct Authority)
FDIC	米連邦預金保険公社 (Federal Deposit Insurance Corporation)
FinREC	財務報告執行委員会 (Financial Reporting Executive Committee)
FRB	連邦準備制度理事会 (Board of Governors of the Federal Reserve System)
FRC	英国財務報告評議会 (Financial Reporting Council)
FSA	金融庁 (Financial Services Agency)
FSB	金融安定理事会 (Financial Stability Board)
FSI	金融安定研究所 (Financial Stability Institute)
GPF	世界作成者フォーラム (Global Preparers Forum)
GPPC	6大会計事務所ネットワークによるグローバル・パブリック・ポリシー委員会 (Global Public Policy Committee)
GRI	グローバル・レポーティング・イニシアティブ (Global Reporting Initiative)
HKICPA	香港会計士協会 (Hong Kong Institute of CPAs)
IAASB	国際監査・保証基準審議会 (International Auditing and Assurance Standards Board)
IAIS	保険監督者国際機構 (International Association of Insurance Supervisors)
IASB	国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board)
IBA	ICEベンチマーク・アドミニストレーション (ICE Benchmark Administration)
ICAEW	イングランド・ウェールズ勅許会計士協会 (Institute of Chartered Accountants in England and Wales)
ICAI	インド勅許会計士協会 (Institute of Chartered Accountants of India)
ICAS	スコットランド勅許会計士協会 (Institute of Chartered Accounting of Scotland)
ICE	インターコンチネンタル取引所 (Intercontinental Exchange)
ICPAK	ケニア公認会計士協会 (Institute of Certified Public Accountants of Kenya)
IFAC	国際会計士連盟 (International Federation of Accountants)
IFASS	会計基準設定主体国際フォーラム (International Forum of Accounting Standard Setters)
IFIAR	監査監督機関国際フォーラム (International Forum of Independent Audit Regulators)
IFRS Advisory Council	IFRS 諮問会議 (IFRS Advisory Council)
IFRS Foundation	IFRS 財団 (IFRS Foundation)
IFRS Foundation Trustees	IFRS 財団の評議員会 (IFRS Foundation Trustees)
IFRS IC	IFRS 解釈指針委員会 (IFRS Interpretations Committee)
IIGCC	気候変動に関する機関投資家グループ (Institutional Investors Group on Climate Change)
IIRC	国際統合報告評議会 (International Integrated Reporting Council)
IOSCO	証券監督者国際機構 (International Organization of Securities Commissions)
IPTF	国際実務タスクフォース (International Practices Task Force)
ISAR	国際会計・報告基準専門家政府間作業部会 (Intergovernmental Working Group of Experts on International Standards of Accounting and Reporting)
ISSB	国際サステナビリティ基準審議会 (International Sustainability Standards Board)
IVSC	国際評価基準審議会 (International Valuation Standards Council)
JICPA	日本公認会計士協会 (Japanese Institute of Certified Public Accountants)
KASB	韓国会計基準委員会 (Korea Accounting Standards Board)
MASB	マレーシア会計基準審議会 (Malaysian Accounting Standards Board)

NCUA	全米信用組合管理機構 (National Credit Union Administration)
OCC	米通貨監督庁 (Office of the Comptroller of the Currency)
OIC	イタリア会計基準設定主体 (Organismo Italiano di Contabilità)
PAFA	汎アフリカ会計士協会 (Pan African Federation of Accountants)
PIOB	公益監視委員会 (Public Interest Oversight Board)
PRA	英国健全性監督機構 (Prudential Regulatory Authority)
SASB	米国サステナビリティ会計基準審議会 (Sustainability Accounting Standards Board)
SPAC	特別買収目的会社 (Special Purpose Acquisition Companies)
SSBJ	サステナビリティ基準委員会 (Sustainability Standards Board of Japan)
TCFD	気候関連財務情報開示タスクフォース (Task Force on Climate related Financial Disclosures)
TNFD	自然関連財務情報タスクフォース (Taskforce on Nature-related Financial Disclosures)
UKEB	英国エンドースメント審議会 (UK Endorsement Board)
UNCTAD	国連貿易開発会議 (United Nations Conference on Trade and Development)
UNEP FI	国連環境計画・金融イニシアティブ (United Nations Environment Programme Finance Initiative)
VRF	価値報告財団 (Value Reporting Foundation)
WEF	世界経済フォーラム (World Economic Forum)
WSS	世界会計基準設定主体 (World Standard-setters)

※ 「DTT (又は) デロイト」は、有限責任監査法人トーマツを含むデロイトのグローバルネットワーク組織を意味するものであり、「トーマツ」は有限責任監査法人トーマツのみを意味しています。

<お問い合わせ先>

有限責任監査法人トーマツ

金融インダストリーグループ

坂田響 (kyo.sakata@tohmatsu.co.jp)、小口敬 (kei1.oguchi@tohmatsu.co.jp)、

谷口智哉 (toshiya.taniguchi@tohmatsu.co.jp)



[Home](#) | [利用規定](#) | [クッキーに関する通知](#) | [プライバシーポリシー](#)

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人 (有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む) の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト・ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.